

指定訪問介護運営規定

(訪問介護センターさふらん江南)

(事業の目的)

第1条 株式会社安心生活.comが開設する訪問介護センターさふらん江南(以下「事業所」という。)が行う介護保険法に規定する指定訪問介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士・訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護保険法に規定する事業の基本方針として、訪問介護員等は、要介護状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護センターさふらん江南
- (2) 所在地 愛知県江南市古知野町千丸106番地 森第3ビル2階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) サービス提供責任者 5名以上

・サービス提供責任者は、介護保険法で定めるところのサービス提供責任者としての資格要件を満たす者とする。

・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整を行うものとする。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関するものとする。

・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握するものとする。

・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施するものとする。

- (3) 訪問介護員 10名以上(常勤換算)

訪問介護員等は、適正な訪問介護サービス等の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。ただし、居宅サービス計画により営業時間以外であっても、サービスの提供を行う場合がある。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 指定訪問介護

- ① 身体介護
- ② 生活援助

3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から居宅までに要する交通費(往復)を請求するものとする。当該の交通費は、公共交通機関を使用する場合は実費を、また、自動車等を使用する場合は、1キロあたり、15円とする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、至急サービス提供責任者に連絡を行い、その指示に基づいて、速やかに主治医への連絡、119番への通報、家族への連絡などの必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- ・江南市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町、一宮市、犬山市

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又は、その再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(社長及び管理者による)を年1回定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従事者に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に実施する。
- ④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者(管理者)を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 月1回以上

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に変更する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社安心生活.com と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年7月1日から施行する。
この規程は、平成25年6月1日から施行する。
この規程は、平成25年11月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年6月1日から施行する。
この規程は、平成30年11月1日から施行する。
この規程は、令和元年7月1日から施行する。
この規程は、令和3年6月1日から施行する。
この規程は、令和4年6月1日から施行する。
この規定は、令和5年7月1日から施行する。
この規定は、令和5年12月1日から施行する。

指定第1号訪問事業運営規定

(訪問介護センターさふらん江南)

(事業の目的)

第1条 株式会社安心生活.comが開設する訪問介護センターさふらん江南（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に規定する指定第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士・訪問介護員研修の修了者及び関係市町村が定める研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態及び事業対象者にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護保険法に規定する事業の基本方針として、訪問介護員等は、要支援及び事業対象者状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護センターさふらん江南
- (2) 所在地 愛知県江南市古知野町千丸106番地 森第3ビル2階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) サービス提供責任者 5名以上

- ・サービス提供責任者は、介護保険法で定めるところのサービス提供責任者としての資格要件を満たす者とする。
- ・介護予防訪問介護相当サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整を行うものとする。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関するものとする。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握するものとする。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施するものとする。

- (3) 訪問介護員 10名以上（常勤換算）

訪問介護員等は、適正な訪問介護サービス等の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。ただし、居宅サービス計画により営業時間以外であっても、サービスの提供を行う場合がある。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は、関係市町村長が定める額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額又は、関係市町村長が定める額に、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 指定第1号訪問事業提供実施頻度

- ① 指定介護予防訪問介護相当サービス (Ⅰ) … 1週に1回程度
- ② 指定介護予防訪問介護相当サービス (Ⅱ) … 1週に2回程度
- ③ 指定介護予防訪問介護相当サービス (Ⅲ) … 1週に2回を超えた場合

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、至急サービス提供責任者に連絡を行い、その指示に基づいて、速やかに主治医への連絡、119番への通報、家族への連絡などの必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、次のとおりとする。

- ・江南市、扶桑町

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又は、その再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(社長及び管理者による)を年1回定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従事者に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に実施する。
- ④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者(管理者)を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 月1回以上

- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社安心生活.comと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成23年12月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年7月1日から施行する。
- この規程は、平成25年6月1日から施行する。
- この規程は、平成25年11月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- この規程は、平成30年11月1日から施行する。
- この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- この規程は、令和3年6月1日から施行する。
- この規程は、令和4年6月1日から施行する。
- この規定は、令和5年7月1日から施行する。
- この規定は、令和5年12月1日から施行する。